

郡山市老人保護措置費支弁要綱

平成29年 7 月 7 日制定

令和 2 年 1 月10日一部改定

令和 4 年12月 1 日一部改定

令和 6 年12月 2 日一部改定

【保健福祉部健康長寿課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第 133 号）第11条及び第21条の規定による老人保護措置費の支弁に関し必要な事項を定めるものとする。

(支弁基準)

第2条 老人保護措置費の支弁は、社会経済情勢、本市の実情等を勘案し、老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について（平成18年 1 月24日付け老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知。以下「指針」という。）及び老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について（平成18年 1 月24日付け老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知。以下「加算通知」という。）に準じて適切に行うものとする。

(支弁基準額の認定)

第3条 市長は、毎年度、指針別紙 1 老人保護措置費支弁基準に定める単価により算定した事務費及び生活費の額を被措置者 1 人当たりの支弁月額として決定するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める額とする。

- (1) 生活費のうち、一般生活費は、別表のとおりとする。
- (2) 生活費のうち、期末加算は、4,724 円とする。
- (3) 生活費のうち、病弱者加算は、13,786円とする。
- (4) 生活費のうち、被服費加算は、1,047 円とする。
- (5) 事務費のうち、一般事務費の管理費については、指針別紙 4 人件費、管理費別事務費基準額表に定める管理費に 110/105 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (6) 事務費のうち、特定施設入居者生活介護のサービスの提供を受けていない入所者（以下「一般入所者」という。）に係る一般事務費の人件費については、指針別紙 4 人件費、管理費別事務費基準額表に定める人件費に、次に掲げるアからウまでの算定方法で得た処遇改善費（月額）を加算する。
 - ア 処遇改善費（月額）は、対象支援員数（常勤換算）に 9,000 円を乗じ、その額を一般入所者数で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。また、令和 6 年 4 月分から令和 6 年 7 月分については15,000円を乗じる。
 - イ 対象支援員数（常勤換算）は、前年度の各月の支援員数（常勤換算）を12ヶ月分合計し、その数を12で除して得た数とする。ただし、特定施設入居者生活介護を担当する介護職員数（常勤換算）は除くものとする。
 - ウ 一般入所者数は、前年度の一般入所者延数を前年度の日数で除して得た数とする。
- (7) 事務費のうち各種加算等において単価を定めているものについては、各種加算等に0.61％を乗じる。

(8) 事務費のうち一般入所者に係る一般事務費及び特別事務費（民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く。）の合計に1.16％を乗じて処遇改善費（月額）を加算する。これは令和6年6月分からとする。

2 市内に所在する本市が措置を行った養護老人ホーム（以下「施設」という。）は、一般事務費算定調書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により決定した支弁月額について、施設及び当該施設に措置を行った市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

（各種加算）

第4条 市長は、加算通知別記に定める各種加算について、加算通知別記に定める単価により、適正な加算額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した加算額、加算対象者及び加算対象施設について、施設及び当該施設に措置を行った市町村の長にそれぞれ通知しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行し、平成29年度分の老人保護措置費から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月10日から施行し、令和元年10月分の老人保護措置費から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行し、令和4年度分の老人保護措置費から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行し、令和6年度分の老人保護措置費から適用する。

別表（第3条関係）

区 分		金 額
養護老人ホーム（令和6年4月分から7月分は52,600円とする。）		54,424 円
地区別冬期加算（11月から3月まで）		4,881 円
入院した場合の入院患者日用品費	基準額	24,252 円
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額

一般事務費算定調書

施 設 名	
定 員	人
入所者数	人
一般入所者数	人
支援員数（常勤換算）	人

（注）

- 1 入所者数は、前年度の平均値（前年度の入所者延数を前年度の日数で除して得た数）を記入すること。
- 2 一般入所者数は、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設のみ記入するものとし、前年度の平均値を記載すること。
- 3 一般入所者とは、特定施設入居者生活介護のサービスの提供を受けていない入所者をいう。
- 4 支援員数（常勤換算）は、前年度の月平均値（各月の支援員数（常勤換算）を12ヶ月分合計した上で12で除して得た数）を記入すること。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設は、特定施設入居者生活介護に配置される介護職員数（常勤換算）を除くこと。
- 5 常勤換算方法とは、当該施設の職員の勤務延時間数を当該施設において常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 6 勤務延時間数とは、勤務表上、当該施設の職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数をいう。なお、職員1人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該施設において常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。
- 7 支援員が他の職務に従事する場合については、時間帯を明確に区分し、他の職務に従事した時間については、常勤換算方法における支援員として勤務した勤務延時間数には含めないこと。